

# 大学保健体育のファカルティ・デベロップメント

小林 勝 法

Faculty Development of University Health and Physical Education

Program

International Relations Major (Faculty of International Studies)

Katunori Kobayashi

## 要 約

大学設置基準が改正され、各大学が大学教育改革の緒に就いた。今回の改革の特徴は、法令準拠主義から大学教職員・学生による自律的でダイナミックなシステムへと転換を迫られていることである。世界各国の大学では既に教育の改善の取り組みがなされており、それらはファカルティ・デベロップメント（FD）と呼ばれている。大学教育の質の維持・向上をめざして大学教員と組織の質の向上を目的とする活動の総称である。

本稿では、日本におけるFDの研究や実践を概観するとともに、これらを参考に、大学保健体育の改善と充実を図るための課題について論じた。

研究能力開発、教育能力開発、カリキュラム開発、組織開発の各領域において、一人ひとりが試行的に実践することが重要であるし、そのような活動が大学教員の意識改革につながるであろう。そして、FD活動を奨励し、支援する制度の創設が必要である。

## はじめに

大学教育の改善の必要性が指摘されてから久しく時がたつ。例えば、既に1971年の中央教育審議会第22回答申（いわゆる46答申）では、第3章「高等教育の改革に関する基本構想」において、高等教育改革の中心的な課題や基本構想の具体案が示されている。それらは、「高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請」や「高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性」など5つの課題と「高等教育の多様化」や「教育課程の改善の方向」など13の基本構想であり、今なお今日的な課題である。

大学教員による改善の自発的努力は、大学基準協会、民主教育協会、一般教育学会などを中心に行われてきたものの、いかんせん旧大学設置基準の制約があったために、自ずから限界があった。設置基準は教育の水準を保証すると同時に、その規定の硬直化によって

新しい社会と時代の要請に応じられなくなってしまった。

そこで、根本的な再検討の必要から1987年に大学審議会が設立され、昨年（1991年）2月の最終答申を受けて、7月に設置基準が改正され、簡素化、大綱化された。大学ごとにカリキュラムを自由に編成することが可能となったが、このことは、取りもなおさず各授業科目が改めてその教育目的と内容、方法の検討を迫られるようになったことを意味する。「象牙の塔」に象徴されるような旧態依然たる大学教育ではなく、高等教育制度全体の中での位置づけと役割を問い合わせし、目的と理念を明確にした上で、各科目のそれを検討する必要があるからである。

一方、大学設置基準の簡素化、大綱化による教育水準の低下が危惧されており、教育水準の維持のための仕組みとして大学自己点検が注目され期待されている。しかし、その自

己点検もただ単に年に一回というような定期健康診断的なものであれば、その効果の程は余り期待できないであろう。多くの人は、診断の結果、多少具合の悪いところがあることが判っても、実際に痛みや不都合がなければそのまま放置してしまいがちである。健康診断の結果を正しく利用できる人は、日頃から健康を気遣っている人である。

同じように、教育の水準を維持するのは、教育方法の改善に対する教員個人の、あるいは教員組織の自発的で継続的な努力に他ならない。このような活動を世界各国ではファカルティ・デベロップメント（以下、FDと略す）やスタッフ・デベロップメント（SD）と呼ぶが、これがなければ、いくら高い理念を掲げ、カリキュラムを編成したところで所詮画餅に過ぎなくなってしまう。

筆者は、既に新しい大学保健体育の構想を提示し、そこでも少しFDに触れた<sup>1)</sup>。本稿ではこの問題をさらに深め、FDの観点から個々の教員と教員組織が大学保健体育の充実と改善のために、実際的に何ができる、何が必要であるかについて検討する。

先ず始めに、FDの概念と日本における研究と実践を概観し、次に大学保健体育のFDの現状と課題について論ずる。

## I. FDの概念と現状

### 1. FDの定義

FDは、「大学教授団能力開発」と訳されることが多いが、大学教育の質の維持・向上をめざして大学教員と組織の質の向上を目的とする活動のことである。FDの定義は多様であり、FD提唱者の数だけ定義があるといわれている程である。また、FDの歴史的発展とともに、その概念も変容している。有本<sup>2)</sup>は、「初期の定義が教育や授業の側面に焦点を合わせているのに対して、次第にアカデミック・キャリア、専門職(academic profession)、ライフサイクル全体に幅を広げる

と同時に、活力(vitality)、再生(renewal)、生産性(productivity)などを総合的に問題にするようになってきていることは疑えない」と述べている。さらに、その背景として、「研究と教育の両立がますます困難な時代を迎える、両者の統合をめざした大学教授の専門職的資質の向上を追求することの必要性が意識されるようになって来たことにはかならない」と指摘している。このように、FDを広義に捉えれば、教員個人を超えて大学システムをトータルに問題にし、その開発、発展のための活動と考える方向に動いていると言える。

### 2. FDの領域

新堀<sup>3)</sup>は、FDを表1のように整理している。以下、新堀を参考にしてFDの各領域を説明しよう。

表1 ファカルティ・デベロップメントの発達と種類(新堀)

①研究能力開発 (Professional development of faculty)
②教育能力開発 (Instructional development) ・個人的段階—集団的段階—制度的段階 (Staff development) ・授業評価 (Student evaluation)
③カリキュラム開発(Curriculum development)
④組織開発 (Organizational development) ・大学評価 (Institutional research) ・外部評価 (External examination)

①研究能力開発とは、「研究者としての専門的な能力を開発するための援助や活動」であり、研究休暇や研究集会参加の旅費補助などがこれに相当する。

②教育能力開発とは、高等教育の大衆化状況の下で問題となっている教員のティーチング能力の開発のことで、個人的段階から、教員グループが教授法研究会などの活動をする集団的段階、さらには、大学や大学の連合体が組織として行う制度的段階が考えられる。そして、教員の教育能力を評価する方法の一

つとして、学生による授業評価がある。

③カリキュラム開発は、より高い教育効果を上げるために必要なことであり、個々の授業科目の編成も勿論であるが、教育システム全体として見た場合、各科目が有機的に関連づけられ統合されるような科目編成が重要である。

④個々の大学の教育目標、研究目標の達成には組織の改革が必要となることであろう。より効率の高い組織へと発展するには、客観的な評価システムの確立が肝要で、当該大学以外の外部組織や大学連合体が行う評価システムを、アメリカでは大学評価、イギリスでは外部評価と呼んでいる。関<sup>4)</sup>は、教育改革の制度的条件として、各大学は少なくとも自己評価機能・調査研究機能および改革計画機能の整備が必要であると指摘している。

以上のように、FDの活動は、個人の段階からトータルな大学システムへと拡がっている。

### 3. 日本の現状

以前から、大学教育改革に熱心に取り組み、研究や実践の実績を挙げている団体、組織に、大学基準協会や一般教育学会、民主教育協会、大学教員懇談会、広島大学大学教育研究センターなどがある。以下、簡単にこれらの実績を紹介しよう。上記の他に特に保健体育に関しては、全国大学体育連合があるが、これについても後述する。

#### (1) 大学基準協会<sup>5)</sup>

1947年、国公私立の46大学を発起校として創立。1991年6月18日現在、維持会員校が137大学、賛助会員校が183大学にも達している（4年制大学は全国で515校）。内外の大学に関する調査研究を行うとともに、大学基準諸基準の設定、改善、活用と、会員の自主的努力と相互援助によって、わが国大学の質的向上を図り、あわせて大学教育の国際的協力に貢献することを目的としている。

保健体育に関しては、1989年に「保健体育のあり方研究委員会報告」（大学基準協会会報63）を出している。

#### (2) 一般教育学会

1974年、大学における一般教育等に関する研究活動の発展と一般教育の振興を目的として設立。1991年4月1日現在、736人の個人会員と255の団体会員が入会し、年1回の大会の他、年に1、2回課題研究集会を開いている。今までに、「総合科目・総合コースの研究」や「Faculty Development の研究」など4つの課題研究を設定し、研究活動を推進してきた。現在は、「Undergraduate教育」と「大学の自己評価の方法」、「一般教育の実施組織、制度の在り方」に取り組んでいる。

保健体育に関しての研究成果も特筆すべきであるが、これについては後述する。

#### (3) 民主教育協会<sup>6)</sup>

1954年に各界有志の自主的な協力のもとに生まれた民間の教育団体で、教育を通じてわが国に真の民主主義を確立し、その普及をはかることを目的としている。学校教育・大学教育の諸問題の解決・改善をはじめ、民主教育・成人教育などの広い分野にわたって、様々な事業活動を行っている。殊に、大学教育の発展と改革に関しては、力を注ぎ先導的役割を果たしてきたと言える。主な活動は、①研究会・懇談会・セミナー等の開催、②月刊誌「IDE—現代の高等教育」および研究成果の刊行、③ライブラリー・サービス、④講師の斡旋などである。

#### (4) 大学教員懇談会<sup>7)</sup>

「大学という機構の外にあって、大学教育並びに大学相互の交流に協力する奉仕機関」として1965年に発足した大学セミナー・ハウスが、1970年以来開催してきているのが大学教員懇談会である。大学の直面する課題を様々な角度から取り上げて議論する情報交換の場と、大学教員の相互交流と自己啓発のための機会を提供してきた。今まで取り上げられ

てきた課題は、大学改革、一般教育、大学間交流、大学の国際化などであり、近年は学生の急減期を控えて、「魅力ある大学づくり」の一環としてFD活動に意欲的に取り組んでいる。「大学教員研修マニュアル」（1990、1991）、「FDハンドブック」（1992）を編集・発刊し、大学教員研修プログラムを開催している。

#### （5）広島大学大学教育研究センター<sup>8)</sup>

1972年発足。大学それ自体の問題を調査・研究する公的専門機関としてはわが国最初のものである。約20年にわたる研究活動の蓄積により、現在では多くの機能をもつに至った。それは、①広島大学の教育・研究等に関する学内共同利用センター、②全国的に開かれた共同利用的な高等教育研究センター、③国際的な高等教育研究に関する日本における中核的機関、④大学・高等教育関係の研究者・専門職の養成・研修機関、⑤大学・高等教育の全国情報センター、⑥高等教育研究の成果の刊行センター、⑦高等教育研究のための学際的研究者の人材のネット・ワークの中心的機関である。

## II. 大学保健体育のFDの実績

### 1. 教育改善の取り組み

大学保健体育の大学教育における位置づけや実際に行われている授業の内容について過去4回にわたって、批判と改善の提案がなされてきた<sup>9)</sup>。同じような批判が繰り返し起こってきていることからしても、それらの批判に十分応え切れていないことは否めないだろう。つまり、批判が傾聴に値し改善すべき点があるならばできうる限り早急に改善すべきだし、他方、批判が不十分な理解や誤解に基づくものならば正当に理解されるよう努力を惜しむべきではないからである。

しかし、このような状況ではあるが、一部の個人と組織は、過去数回の大学体育批判を契機に大学保健体育教育改善の取り組みを意

欲的に、そして精力的に行ってきた。この章では、それらの実績を概観しよう。

### 2. 日本体育学会の実績

近年の大学教育改革論議の高まりを背景に、体育学会においても盛んに議論されてきた。年次大会における専門分科会のシンポジウムを例にとると、「大学体育の意義」（体育原理、1989）、「必修に値する大学体育とは何か」（体育方法、1989）、「生涯体育・スポーツにおける大学体育の在り方」（体育方法、1990）、「大学スポーツ経営の特性と課題」（体育経営管理、1991）、「大学体育の方法を探る」（体育方法、1991）などは、多くの参加者を集め、関心の高さを示している。

体育原理専門分科会は、「大学教育改革と保健体育の未来像－大学体育改革のための必読資料集－」（不昧堂出版、1991）を出版し、各大学での教育改善の参考に供している。

東京支部では、「大学保健体育のあり方にに関する調査」を企業経営者・人事担当者対象と東京近郊の大学・短期大学生対象を行い、多角的な評価を試みている<sup>10)</sup>。

### 3. 一般教育学会体育部会の実績

第3回大会（1981）において初めて保健体育部門が開設され2編の発表があった。近年、大学教育改革が広く論議されるに伴って発表数も増え、第12回大会（1990）では9編の発表があり、第13回大会（1991）では、体育部会で大学体育問題に関するシンポジウムを開くまでに至っている。

一般教育学会における研究発表の特徴は、一般教育としての保健体育、あるいは保健体育としての一般教育に関する研究がなされていることである<sup>11)</sup>。

### 4. 全国大学体育連合の実績

全国大学体育連合は、「大学教育における体育（保健教育を含む。以下同じ。）に関する

る研究調査を行い、その成果の普及活用を図るとともに、大学教育における体育に関する大学相互の連絡、協力体制を確立し、もって大学教育の発展に寄与することを目的」としている（定款第4条）。

調査研究<sup>12)</sup> の他に、研修会、協議会、内外の情報・資料の収集および提供、機関誌「大学体育」や図書の刊行などを行っている。「大学体育」には、会員大学の実施状況や調査報告が掲載されていて、大いに参考になる。

大学体育改革委員会は、「大学保健体育基本構想」、「大学保健体育のカリキュラム及び授業のモデル」、「大学保健体育の自己評価」を発表した<sup>13)</sup>。

### III. 大学保健体育のFDの課題

大学保健体育のFDをどのように取り組んでいくべきかを、前述した新堀のFDの分類（表1）にしたがって考察する。

#### 1. 研究能力開発

大学教育の水準を維持していくためには、大学教員が優れた研究者でもあり、優れた教育者でもあらねばならないことは言うまでもない。研究と教育、この二つを共に高い水準で保持し、情熱を傾けられれば望ましいのだが、「研究費が少ない」、「大規模授業を担当する」、「ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントがない」、「サヴァティカル・イヤーのような長期の研究休暇制度が確立していない」、「校務に忙しい」など教育・研究体制が十分に整っていない日本の大学の現状では困難である。

しかし、教育熱心な教員（語学や体育のように実習・実技科目担当者には比較的多く見られるが）は、教材研究や教育方法の研究に多くの時間を費やしているであろう。その成果を、担当している授業に生かすだけでなく、研究業績として発表できる場が用意されるこ

とが必要である。現在のところ、そのような発表の場が少ないので問題であって、高等教育研究が普及し、発達するにしたがって増えてくると考えられる。保健体育についていえば、関連学会でも個人発表やシンポジウムなど大学保健体育問題を取り上げることが多くなってきたし、一般教育学会でも発表の機会は用意してきた。

ところで、このような体制が整った後には、教員の教育、研究業績の合理的な評価の方法が、新たな問題として持ち上がってくるであろう。そして、さらに、人事制度の改革などを経て、大学教育の水準が維持・向上され、社会の要請に存分に応えることができるであろう。

#### 2. 教育能力開発

##### ① 個人的段階－集団的段階－制度的段階

「大学教員の仕事として何が最も重要であるか」と尋ねた調査で、研究と講義と答えた教員が多く、また、「教員評価の対象に何を用いるべきか」との問には、研究業績と講義を挙げた教員が多かった。しかし、「個的に最も評価を望まれる項目」を尋ねると、研究業績重視の傾向が浮かび上がってきた<sup>14)</sup>。日本では、教員評価において研究重視の風潮が強かったため、その分教育が疎かになってしまったことは否めないであろうが、大学の大衆化状況の下にあっては、殊に大学教員のティーチング能力の必要性は高まっている。

大学教育改革の観点から言えば、当面の課題は教員の研究能力や研究体制にあるというよりも、教育能力や教育体制にあると言っても過言ではないであろう。例えば、週一回で、しかも休講が多い授業でどのような教育効果が期待されるというのか甚だ疑問であるし、また、設置基準に規定されているように、授業以外の学習を要求する授業がどれほどあるだろうか。大学設置基準、第21条の2「単位の計算方法」には、「1単位の授業科目を45

時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし」と規定されている。講義科目でいえば、1時間の講義に対しては、2時間の学生の自発的学修が要求されていることになる。既に、1951年の「大学に於ける一般教育」において、「……学校に於ける1時間の講義のことしか考えず、学生の自発的研究時間である後の2時間のことは全然念頭にない。従って、1時間の講義を更に2時間の学生の自発的活動で如何に補わしめるかの工夫、努力もなされず、又そのための新しい教授法の研究にもほとんど手がそめられていない」と指摘されている<sup>15)</sup>。

また、大学図書館も学生の自発的学習にどれだけ応えているであろうか。リザーブ・ブック制度がある日本の大学図書館は稀であろう。この制度は、授業で必要とする参考文献をその授業で学ぶすべての学生に公平に利用するために、レファレンス・デスクなどで特別に扱い、回転を早めるために貸出期間を数時間、一日、数日というように制限して利用させる制度である。この制度を利用すればリーディング・アサイメントを出しやすくなるし、学生も図書、文献の入手に苦労せずに効率的な学習が可能となる。

このように、教育能力開発の課題は、教員個人のみならず、教員組織、教育制度の課題でもある。

保健体育担当教員も、現在行われている、全国大学体育連合の研修会や、各種スポーツ種目の研究会、研修会の他にも、大学教員懇談会が主催する大学教員研修会などにも積極的に参加する必要があろう。勿論、教育方法に対する、不断の研究と努力は言うまでもない。このような教育能力開発の活動を個人の段階に止めずに、他の教員とも連動し、制度の改善へと発展させたいものである。

## ② 授業評価

アメリカの大学では、広くおこなわれているが、日本の大学では、文教大学を始め、い

くつかの大学では実施しているものの数は少ない。多摩大学や慶應大学湘南藤沢校舎のように制度として積極的に導入している大学も稀ながらある。

保健体育に関しては、前述したように全国大学体育連合の大学体育改革委員会で各大学の事例を作成しているし、授業評価に関する研究と事例報告も発表されるようになった<sup>16)</sup>。

## 3. カリキュラム開発

より大きな教育効果を上げ、より高い教育目的を達成するよう、カリキュラムを編成する必要があることは言うまでもない。従来、大学保健体育は、理論2単位、実技2単位という制約があったため、自由なカリキュラム編成が困難であったが、大学設置基準の改正により、それが可能になった。各大学でも、現在カリキュラム改定に取り組んでいる様子で、保健体育においても特色あるカリキュラムが多数現れることと期待している。カリキュラム改定の動向については、以前論じたことがあるし<sup>17)</sup>、前述したように大学体育連合はカリキュラムのモデルについて発表している。

カリキュラム開発の課題としては、まず第1に「大学教育としての保健体育」の目的と内容、方法を明確に設定することである。従来ややもすると保健体育あるいは健康教育の独自性ばかりが強調されてきた嫌いがあるが、保健体育が大学教育の目的の達成に欠かせないことを明確に示しうるようなカリキュラムを編成することが重要である。学生にとっても単に「お遊び」の時間ではなく、大学教育にふさわしい学習をさせるような内容と方法を開発していく必要もあるであろう。

第2に、カリキュラムの見直しの手順が制度化されていることが重要である。教育効果を継続的に調査・研究し、よりよいカリキュラムへと改善していく手順が制度化されてい

なければならない。個人の思いつきによってなされたり、特定の篤志家にまかされているのではカリキュラム改革の効果が薄いからである。

第3に、新しい授業内容や手法、方法を意欲的に開発したり、試みたりすることを積極的に奨励することと、そのような環境をつくることも重要である。

#### 4. 組織開発

大学保健体育は、主に次の4つの領域に区分される。

- ① 保健体育科目
- ② 健康管理業務
- ③ 課外スポーツ活動指導
- ④ その他の保健体育的活動

大学保健体育のより高い教育効果を上げるには、これら4領域がそれぞれに相互補完する必要がある。しかし、多くの大学では、保健体育科、保健管理センター、学生課、学生部などが個々バラバラにこれらの活動を行っているのが現状ではないだろうか。

国立大学協会の「教養課程の改革」(1985)では、この点を重視して、「従来の保健体育教育と保健管理センター業務の有機的連携による、人間の健康に関する研究体制の充実を図り……」と提案している。実際に、九州大学の健康科学センターや名古屋大学の総合保健体育科学センターなどは、成果を挙げている。これらのような、抜本的な組織改革の要否は、個々の大学での事情があるであろうから一概には判断できないが、それぞれの領域を担当している学内組織が有機的に連携し連絡協議会を開くなどして、全学的な保健体育計画を策定し、実現していく必要があるであろう。

将来、日本の大学でもアメリカの大学のようにアcreditation・システムが導入

される可能性があり、その際、保健体育教育に関して責任をとる組織、あるいは制度が確立していることが欠かせない。保健体育科という組織があれば幾つかの問題は解決されるであろうが、多くの私立大学に見られるように複数の学部に保健体育担当教員が分属している場合には、早急に責任主体を明確にしておくことが重要である。

#### おわりに

昨年(1991年)の大学設置基準の改正に代表される高等教育改革は、明治5(1872)年の学制、昭和23(1948)年の新制大学の発足などに次ぐ第3の教育改革と位置づけられて語られることがある。今回の改革が従来と異なることは、堀地<sup>18)</sup>が指摘しているように、「これからは大学設置基準の規定に準拠しておればよいということが無くなり、各大学ごとに自己規定、即ち自律するシステムとしての在り方が追求されなければならなくなった。この法令準拠から自律的なシステムへの変化は、新制大学始まって以来の大転換であること」であり、「大学教員・学生等の活動に注目したダイナミックなシステムへの発想の転換」が当面する大学教育改革の基本的課題である。つまり、改革、改善への自律的で継続的な努力、即ちFDが必要とされる大学組織への転換である。

FDの発祥地のアメリカで1970年代にFDが各大学で欠かせない課題となったのは、学生数の減少、教員ポストの減少と老齢化、学生の質的低下と多様化、新しい教育方法の登場、教育内容の学際化、財政削減などが原因であった<sup>19)</sup>。これらの状況は現代の日本に正に合致する。ポスト大衆化時代に向けて、「大学教員の意識改革」や「研究教育予定調和説からの脱皮」、「大学の伝統的な文化・風土の改革」が要求されているのである。

個々の大学には、それぞれ固有の複雑な事情があるから、理想的なFD活動例にならっ

てFDを安直に実施してみたところで成功するとは思われない。大学教員の意識改革を図りつつ、地道にまさしく自発的に実践していくことが必要である。大学教育改革は一人ひとりの教職員に要求されているのである。そのためにもFDの「実践的試行」<sup>20)</sup>が失敗を恐れずに積極的に行われるようになり、そのような教育の改善や開発を奨励するような制度（例えば、研究休暇を多くするとか、文部省の教育方法等改善経費の補助など）が各大学で創設されることが望まれる。今後のFD活動の活発化を願ってやまない。

#### 注および引用文献

- 1) 拙稿：新しい大学保健体育の構想、文教大学国際学部紀要2、73-87、1992
- 2) 有本章：アメリカにおけるFD活動の動向、有本章編、諸外国のFD／SDに関する比較研究（高等教育研究叢書12）、1-21、広島大学大学教育研究センター
- 3) 新堀通也：FDはなぜ必要か、大学セミナーハウス編、第25回大学教員懇談会記録、33-39、1989
- 4) 関正夫：大学教育改革の方法におけるFaculty Development の位置、関正夫編、大学教育改革の方法に関する研究（高等教育研究叢書2）、1-6、広島大学大学教育研究センター、1990
- 5) 大学基準協会資料34-6 「財団法人大学基準協会について」、1991を参考にした。
- 6) 民主教育協会入会案内を参考にした。
- 7) 大学セミナー・ハウス編：大学は変わる－大学教員懇談会15年の軌跡－、国際書院、1989  
第4回大学教員研修プログラム案内(1992)を参考にした。
- 8) 関正夫：各大学「大学教育等研究機関」のあり方－広島大学・大学教育研究センターの経験をふまえて－、一般教育学会誌11(2)、12-15、1989
- 9) 1961年、日本学術会議「大学制度改革について」、1971年、中央教育審議会「第22回答申」、1981年、日本私立大学連盟「大学設置基準検討結果について」、1983年、大学基準協会「大学設置基準に関する問題点」などにおいて、保健体育科目的単位制度の再検討の必要性が提案されている。
- 10) 日本体育学会東京支部大学体育問題検討委員会：大学保健体育のあり方に関する調査－企業経営者・人事担当者対象、東京体育学研究13、155-161、1986  
同委員会：大学保健体育のあり方に関する調査－東京近郊の大学・短期大学生対象、東京体育学研究14、113-112、1987
- 11) 代表的な研究に以下のようなものがある。  
小野桂一：一般教育としての保健体育はありますか、一般教育学会誌4(1)、56-65、1982  
伴義孝：一般教育と保健体育、一般教育学会誌4(2)、114-117、1982  
松岡信之、徳山郁夫：一般教育としての体育－情報処理能力を視点として、一般教育学会誌11(2)、1989
- 12) 主な調査に以下のようなものがある。  
木下博：世界大学体育・スポーツ調査より、大学体育27、22-35、1984  
岩崎義正：大学保健体育のあり方に関する調査資料、大学体育34、34-44、1988  
青山昌二ら：体育教育実態調査について、大学体育37、24-28、1989  
青山昌二ら：大学教育改革に関する調査結果について、大学体育42、44-45、1991
- 13) 大学体育43、1991
- 14) 安岡高志ら：東海大学におけるFDアンケート調査、一般教育学会誌10(1)、69-78、1988
- 15) 大学基準協会資料10：大学に於ける一般教育－一般教育研究委員会報告－、1951、(復刻版、1987)
- 16) 植本直之ら：大学体育における「学生評

- 価」事例と分析手法に関する研究、一般教育学会第14回大会講演要旨集、16、1992
- 17) 拙稿：前掲論文1)
- 18) 堀地武：大学審議会答申に関する一般教育学会意見書へのコメント、一般教育学会誌14(1)、2-15、1992
- 19) 有本章：前掲論文2)
- 20) I C Uの研究グループ（代表：原一雄）は、FDプログラムを意欲的に試行実践している。それらは、シラバスの準備・事前

公開、履修ガイダンス、講義以外の学習法の開発、学生による授業評価、公開授業、教授法研究会、最優秀教員の顕彰、大学院院生を対象とする教育助手制度の開発などである。

平成2年度科学研究費補助金研究成果報告書「大学教員のための教授資質開発（FD）プログラムの策定と実践的試行」、1991.3

(1992年6月30日)